



平成 17 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 バリュークリックジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡本文人
(コード番号 4759 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経営企画管理本部マネージャー 藤田圭輔
(TEL. 03 - 5414 - 3203)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 22 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社または当社子会社の取締役および従業員ならびに社外協力者の連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するためであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社または当社子会社の取締役および従業員ならびに社外協力者

(2) 発行する新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 50,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

50,000 個を上限とする(新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1 株)。ただし、(2) に定める調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日に属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権付社債に付された新株引受権及び同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \div \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年3月26日から平成21年3月25日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本件新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員、もしくは社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が合併により消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年3月25日(金)開催予定の当社第7期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上